各都道府県知事 殿

厚生省医薬安全局長

医療用医薬品再評価に関し資料提出を必要とする 有効成分等の範囲(その38)について

標記については、薬事法(昭和35年法律第145号)第14条の5(同法第19条の4 又は第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別添平成12年4月14 日厚生省告示第208号「再評価を受けるべき医薬品の範囲を指定した件」をもって告 示したので、その取扱いについては下記の諸点に御留意の上、貴管下関係各業者に周 知徹底を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう御配慮を願いたい。

なお、今般の再評価は平成 10 年 7 月 15 日医薬発第 634 号医薬安全局長通知により 示した、品質に係る再評価である。

記

1.医薬品の範囲

医療用医薬品であって、次に掲げる成分を有効成分として含有する単味剤のうち、 内用固形製剤のもの。

- (1) アテノロール(錠剤を除く。)
- (2) 塩酸アセブトロール
- (3) 塩酸アプリンジン
- (4) 塩酸アルプレノロール
- (5) 塩酸アロチノロール
- (6) 塩酸インデノロール
- (7) 塩酸オクスプレノロール
- (8) 塩酸ピルジカイニド
- (9) 塩酸ブクモロール
- (10) 塩酸ブフェトロール
- (11) 塩酸ブプラノロール
- (12) 塩酸プロパフェノン

- (13) コハク酸シベンゾリン
- (14) 酢酸フレカイニド
- (15) ナドロール
- (16) フマル酸ビソプロロール
- (17) 塩酸ミドドリン
- (18) メシル酸ジヒドロエルゴタミン
- (19) 塩酸イソクスプリン
- (20) 塩酸ジルチアゼム(錠剤を除く。)
- (21) 塩酸トリメタジジン
- (22) 塩酸ベニジピン
- (23) ニコランジル
- (24) ニフェジピン (徐放性製剤を除く。)
- (25) ヘプロニカート
- (26) ナリジクス酸 (カプセル剤を除く。)
- (27) ノルフロキサシン (顆粒剤を除く。)
- (28) ピンドロール (徐放性製剤を除く。)
- 2. 再評価を受けるべき者が提出すべき資料溶出性に関する資料。
- 3.提出期限

平成 12 年 7 月 14 日

4. その他

今回の再評価指定にあたり、当該品目について再評価申請を行わない企業に対しては、速やかに当該品目の製造(輸入)承認の整理届を提出させること。

厚生省告示第二百八号

す に る場合を含む。 お 同 薬 項 しし 事 及び同法第十 て 法 準 昭 用する場合を含む。 和 三十 の規定 -四条 五 年 法 の五第三項 に基づき、 律第 百 の 四十五号) 規定に基づき、 当該医 同 法第十 薬 第十四 · 九 条 品 の 範 再評 条 の 四又は 囲並 の 価 五 び を受けるべ 第 に再評価を受けるべき者が提出すべき資 第二十三条に 項 同 き 法 医 第 お 薬 +九 ١J 品 てこれ 条 の 範 の 四又 井 を指 5 は の規定 定 第二十三条 L を た 準用 の で

平成十二年四月十四日

料

及び

その提出

期

限

を

次

の

ように告示する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

別表に掲げるもの

薬事

法

施

行

令

昭

和

三 十

· 六 年

政令第十一号)

第

条の

五

第

号 口

に

!規定

す

る医

療

用

医

薬品

の

うち

医

薬

品

の

範

进

一 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

年 お 医 一学薬学 しし 厚 再評 ては、 生 省 価 上公 令第 に その資料を提出することを要し 係 知 る 号) 医 であると認められ 薬 第 品 + の 有効 八 条 成 の三第 分 る場合その の 種 項 類、 第 な 投 与 号 ίÌ 他 ロに 資 経 路、 料 の提出を必要とし 掲 げ 剤型等に る 資 料 応 ただ じ、 な 薬 Ų L١ 事 合理 当 法 施 該 的理 再評 行 規 由 則 価 が に 昭 あ 係 和 る場合に る 三十六 事 項 が

平 成十二年七月十四日

次に掲げる成分を有効成分として含有する単味剤のうち、 内用固形製剤のもの

2 塩酸アセブトロ ル ī 錠 ル 剤を除く。

1

アテノロー

3 塩酸アプリンジン

4

塩酸アルプレノロー

ル

6 5 塩 塩 酸 酸アロチノロー インデノロ I ル ル

7 塩 酸オクスプレ ノロ ル

8 塩酸ピルジカイニド

10 9 塩酸ブクモロール

11 塩 塩 酸ブフェ 酸ブプラノ トロ Ι ル ル

12 塩 酸プロパフェノン

ル

25 23 19 18 17 16 27 26 24 22 21 20 15 14 13

塩酸 塩酸 ナド 塩酸 塩酸ジルチアゼム (塩酸ミドドリン 酢 ナリジクス酸 ニコランジル メシル酸ジヒドロエルゴタミン フマル酸ビソプロ ヘプロニカー ニフェジピン (徐放性製剤を除く。 酸 ハク酸シベンゾリン ベニジピン トリメタジジン イソクスプリン フレカイニド ル

錠剤を除く。

(カプ セ ル 剤 を除る

ピンドロール(徐放性製剤を除く。 ノル フロキサシン 顆 粒 削を除り 各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省医薬安全局審査管理課長

医療用医薬品再評価に係る指定品目(その38)の溶出試験条件について

医療用医薬品の品質に係る再評価の溶出試験実施手順等に関しては、平成 10 年 7 月 15 日医薬審第 595 号医薬安全局審査管理課長通知により示したところであるが、医療用医薬品再評価に係る指定品目(その 38)の有効成分の種類、剤型及び含量別の標準的な溶出試験条件(試験液、回転数)及び整理番号については別添の通り定めたので、ご了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底方ご配慮願いたい。

有効成分名	剤型	含量	試験液(pH)		回転数	整理
			基準液	その他	(rpm)	番号
アテノロール	シロップ 用剤	100mg/g	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38011
塩酸アセブトロール	カプセル剤	100mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38021
		200mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38022
塩酸アプリンジン	カフ゜セル剤	10mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38031
		20mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38032
塩酸アルプレノロール	カプセル剤	25mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38041
		50mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38042
塩酸アロチノロール	錠剤	5mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38051
		10mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38052
塩酸インデノロール	錠剤	10mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38061
塩酸オクスプレノロール	錠剤	20mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38071
		40mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38072
塩酸ピルジカイニド	カプ・セル剤	25mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38081
		50mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38082
塩酸ブクモロール	錠剤	5mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38091
		10mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38092
塩酸ブフェトロール	錠剤	5mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38101
塩酸ブプラノロール	錠剤	10mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38111
		20mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38112
塩酸プロパフェノン	錠剤	100mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38121
		150mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38122
コハク酸シベンゾリン	錠剤	50mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38131
		100mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38132
酢酸フレカイニド	錠剤	50mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38141
		100mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38142
ナト゛ロール	錠剤	30mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38151
		60mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38152
フマル酸ビソプロロール	錠剤	2.5mg	4.0	1.2, 6.8, 水	50	38161
		5mg	4.0	1.2, 6.8, 水	50	38162
塩酸ミドドリン	錠剤	2mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38171
メシル酸ジヒドロエルゴタミン	錠剤	1mg	水	4.0, 6.8, 水	50	38181
塩酸イソクスプリン	錠剤	10mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38191
塩酸ジルチアゼム	徐放性カプセル剤	100mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38201
		200mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38202
塩酸トリメタジジン	細粒剤	10mg/g	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38211
	錠剤	3mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38212
塩酸ベニジピン	錠剤	2mg	1.2	4.0, 6.8, 水	50	38221
		4mg	1.2	4.0, 6.8, 水	50	38222
		8mg	1.2	4.0, 6.8, 水	50	38223
ニコランシ゛ル	錠剤	2.5mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38231
		5mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38232

有効成分名	剤型	含量	試験液(pH)		回転数	整理
			基準液	その他	(rpm)	番号
ニフェシ゛ヒ゜ン	細粒剤	10mg/g	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38241
	錠剤	10mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38242
	カプセル剤	5mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38243
		10mg	水	1.2, 4.0, 6.8	50	38244
ヘプ゜ロニカート	錠剤	100mg	1.2	4.0, 6.8, 水	50	38251
ナリシ゛クス酸	錠剤	250mg	7.8	1.2, 6.8, 水	50	38261
		500mg	7.8	1.2, 6.8, 水	50	38262
ノルフロキサシン	錠剤	50mg	6.8	1.2, 4.0, 水	50	38271
		100mg	6.8	1.2, 4.0, 水	50	38272
		200mg	6.8	1.2, 4.0, 水	50	38273
ピンドロール	細粒剤	10mg/g	4.0	1.2, 6.8, 水	50	38281
	顆粒剤	5mg/g	4.0	1.2, 6.8, 水	50	38282
	錠剤	1mg	4.0	1.2, 6.8, 水	50	38283
		2.5mg	4.0	1.2, 6.8, 水	50	38284
		5mg	4.0	1.2, 6.8, 水	50	38285

装置:日本薬局方一般試験法溶出試験法第2法(パドル法) 試験液 次の試験液900mLを適当な方法で脱気して用いる。

pH1.2:日本薬局方崩壊試験の第1液

pH4.0: 酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液 (0.05mol/L)

pH6.8:日本薬局方試薬・試液のリン酸塩緩衝液(1 2)

水:日本薬局方精製水

その他:薄めた McIlvaine の緩衝液 (0.05mol/L リン酸ー水素ナトリウムと

0.025mol/L クエン酸を用いて pH を調整)

以上、試験液及び回転数以外の溶出試験の詳細については、平成 10 年 7 月 15 日医薬審第 595 号厚生省医薬安全局審査管理課長通知「医療用医薬品の品質に係る再評価の実施手順等について」を参照すること。



各都道府県薬務主管課 御中

厚生省医薬安全局審査管理課

医療用医薬品再評価に係る指定品目 (その 38) の溶出試験条件についての訂正について

平成12年4月14日医薬審第570号審査管理課長通知「医療用医薬品再評価に係る指定品目(その38)の溶出試験条件について」に誤りがありましたので、下記のとおり訂正方よろしくお願いいたします。

記

別添一覧表中、メシル酸ジヒドロエルゴタミンについての試験液 (pH)、その他について

(誤) 4.0, 6.8, 水

(正) 1.2, 4.0, 6.8